

保安林制度 110 年のあゆみ

年号	保安林関係	社会の出来事
明治 30 (1897)	・森林法制定 これが保安林制度の創立であり、このときほぼ今日の保安林制度が確立された。(従来の禁伐林、風致林および伐木停止林は全て保安林となった。)	
昭和 26 (1951)	・森林法改正 保安林制度の趣旨においては従来と変更はなく、保安林種の追加、権限委任関係その他手続き関係において若干の改正があった。これがほとんど現在まで引継がれている。	・サンフランシスコ平和条約 ・日米安全保障条約調印
昭和 29 (1954)	・保安林整備臨時措置法制定 戦中、戦後の国土の荒廃や大災害の発生を期に 10 年間の限時法として公布され、保安林整備計画の作成、同計画の実施に必要な森林計画の変更、国による保安林等の買い入れが規定される。(同法は、平成 15 年度まで 4 回にわたって改正延長され、社会状況の変化に対応した保安林の整備に貢献した。)	・第 5 福竜丸ビキニ水爆被災 ・防衛庁、自衛隊発足
昭和 37 (1962)	・森林法改正 保安林制度については指定施業要件の指定、植栽の義務の明定等がされた。	
平成 9 (1997)	・保安林制度発足 100 周年	
平成 10 (1998)	・森林法の一部改正 保安林における間伐による立木の伐採手続きが許可制から届出制になる。	
平成 13 (2001)	・森林・林業基本法の制定に伴い森林法施行令などが改正 指定施業要件の基準の見直しが行われた。	
平成 15 (2003)	・森林法の一部改正 保安林における人工林の択伐による立木の伐採手続きが許可制から届出制になる。(伐採後に植栽義務がある場合に限る。)	
平成 16 (2004)	・森林法の一部改正 特定保安林制度の恒久化・拡充がなされた。 ・保安林整備臨時措置法が失効(平成 16 年 3 月 31 日)	
平成 19 (2007)	・保安林制度発足 110 周年	